

香川県広域水道企業団水道料金等の徴収事務の委託に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月24日

香川県広域水道企業団企業長 池田豊人

香川県広域水道企業団企業管理規程第2号

香川県広域水道企業団水道料金等の徴収事務の委託に関する規程の一部を改正する規程

香川県広域水道企業団水道料金等の徴収事務の委託に関する規程（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、水道料金等の徴収委託に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委託の要件)</p> <p>第3条 香川県広域水道企業団企業長（以下「企業長」という。）は、徴収事務を委託することが水道料金等の収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合において、次に掲げる要件の<u>いずれにも該当する者を指定</u> <u>公金事務取扱者に指定し、徴収事務を委託することができる。</u></p> <p>(1) 徴収事務の遂行に関し、<u>適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。</u></p> <p>(2) <u>その人的構成等に照らして、徴収事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる要件のほか、企業長が必要と認める要件を備えていること。</u></p> <p>(再委託又は再委任の禁止)</p> <p>第7条 受託者は、徴収事務の全部若しくは一部を第三者に再委託し、又は再委任してはならない。ただし、<u>徴収事務を適切かつ確実に遂行することが</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の規定に基づき、水道料金等の徴収委託に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委託の要件)</p> <p>第3条 香川県広域水道企業団企業長（以下「企業長」という。）は、徴収事務を委託することが水道料金等の収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合において、次に掲げる要件を<u>満たす者に徴収事務を委託することができる。</u></p> <p>(1) 徴収事務の遂行に関し、<u>十分な能力を有すると認められる者</u></p> <p>(2) <u>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び香川県広域水道企業団契約規程（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第7号）第24条の規定に該当しない者</u></p> <p>(3) <u>徴収事務を委託した場合において、収納された水道料金等の保管が安全であると認められる者</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる者のほか、企業長が必要と認める要件を備えている者</u></p> <p>(再委託又は再委任の禁止)</p> <p>第7条 受託者は、徴収事務の全部若しくは一部を第三者に再委託し、又は再委任してはならない。ただし、<u>あらかじめ企業長の書面による承認を得た場</u></p>

きる者であり、かつ、あらかじめ企業長の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(委託等の告示)

第16条 企業長は、徴収事務を委託したときは、次に掲げる事項を告示しなければならない。告示した事項に変更があったとき、又は指定公金事務取扱者の指定を取り消したときも、同様とする。

(1) 受託者の主たる事務所の所在地及び名称

(2) 委託した徴収事務の内容及び区域

(3) 指定公金事務取扱者に指定した日

(帳簿保存の義務等)

第17条 受託者は、帳簿を備え付け、これに徴収事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

(委託事務の検査)

第18条 企業長は、指定公金事務取扱者について、定期及び臨時に徴収事務の状況を検査しなければならない。

(その他)

第19条 略

合は、この限りでない。

(委託等の告示)

第16条 企業長は、徴収事務を委託したとき又は契約を解除したときは、その旨を告示しなければならない。

(その他)

第17条 略

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。